

災害時における物資供給に関する協定

福山市（以下「甲」という。）とトウショック株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲に対する物資の供給について、迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- （1）飲料品（水、お茶 等）
- （2）食料品（パック御飯、パン、カップラーメン、即席スープ、菓子 等）
- （3）日用品（割箸、ティッシュ、紙コップ、紙皿 等）
- （4）その他甲が指定する物資

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対し、供給する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において優先的に甲に物資を供給するよう努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

2 物資の運搬は、乙の可能な範囲で乙が行うものとする。甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲乙協議の上、その方法を定めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した費用（以下「費用等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用等は、災害発生直前時における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受理した後、速やかに支払うものとする。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(平常時の連携)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年

間延長し、その後においても同様とする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年（令和6年）7月1日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島県福山市駅家町法成寺大字1613番地54
トウショク株式会社
代表取締役 五殿 隆誠